

# 1人区の解消を進め、較差を縮小することは可能である

—議員定数等調査特別委員会の決定に対する日本共産党県議団の見解—

3月16日、議員定数等特別委員会（以下、委員会）は、2019年に行われる愛知県議会選挙に関わって「愛知県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する条例」の改正を行わず現行どおりとする決定を行った。

委員会での検討事項は、①総定数について、②選挙区のあり方について、③各選挙区の定数配分について、の3点であった。

共産党県議団は、①については「多くの県民の切実な声を反映できるように総定数は削減することなく、現在の総定数102を維持することを基本とするべきである」、②については「多くの県民の切実な声を反映できるようにするためには1人区をできる限り解消していくことが求められる」、③については「法の下での平等、投票価値の平等という観点から、較差は可能な限り最小限にすべきである。2倍未満とすべきである」という考え方を委員会に提出した。

各党の考え方にに基づき、委員会での議論を踏まえて出された試案は、自民党は現行どおり、新生あいちが豊川市（定数3）を1減の2として総定数を102から1減とする、公明党は安城市（定数2）を1増の3とし、瑞穂区（定数2）と熱田区（定数1）を合区して定数2とし、その他6選挙区で合区して現行の55選挙区を51選挙区として総定数は現行どおりとするものであった。どの党の提案も現行の較差2.27倍を容認するものであった。

これに対して共産党県議団は、2つの選挙区での定数の変更と29の選挙区を合区して現行の55選挙区から40選挙区とし、総定数は102とする提案を行った。これにより、1人区が25選挙区中20選挙区で解消され、最大較差が2.27倍から1.63倍に縮小されるという抜本的な提案であった。

委員会が自民党の試案である「現行通り」という結論に至ったことは、委員会としての機能が充分果たせなかったということである。

県議会の選挙区や定数については公選法による決まりがあり、1人区が多くなりやすい。しかし、共産党県議団が提案した試案のように公選法に基づいても1人区の解消を進め、較差の縮小を図ることは可能である。

共産党県議団は、総定数を削減しないことや較差の縮小に向けて引き続き奮闘していくことを表明する。